

財務省告示第二百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年五月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 号 利付国庫債券（十年）（第二百七十九回）	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一 条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五条第一項	三 振替法の適 用等 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に進行される入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募入 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格 とするものによる発行（以下「非 競争入札発行」という。）、価格
--	---	---	---

五

方募

入 決 定 の
法 格 競 争
札 格 競 争
入 札 発 行 争

競争入札発行「という。」
市場特別参加者・以下価格競争
るものによる発行（以下「国債
参加者ごとに応募限度額を定め
て、財務大臣が各国債市場特別
した後にに行われる入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札発行「という。」
「国債市場特別参加者・以下
を定めるものによる発行（以下
場特別参加者ごとに応募限度額
であつて、財務大臣が各国債市
競争入札と同時に行われる入札

イ

入 札 発 行 争
札 格 競 争
入 札 発 行 争

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各申し込みの応募額を割り当てる。

ロ

札 発 行 争
札 格 競 争
入 札 発 行 争

各申し込みの応募額を割り当てる。

ハ

国 債 市 場 特 別 参 加 者
・ 第 一 次 招 標 者
・ 第 二 次 招 標 者
・ 第 三 次 招 標 者
・ 第 四 次 招 標 者
・ 第 五 次 招 標 者
・ 第 六 次 招 標 者
・ 第 七 次 招 標 者
・ 第 八 次 招 標 者
・ 第 九 次 招 標 者
・ 第 十 次 招 標 者

各申し込みの応募額を割り当てる。

ニ

国 債 市 場 特 別 参 加 者
・ 第 一 次 招 標 者
・ 第 二 次 招 標 者
・ 第 三 次 招 標 者
・ 第 四 次 招 標 者
・ 第 五 次 招 標 者
・ 第 六 次 招 標 者
・ 第 七 次 招 標 者
・ 第 八 次 招 標 者
・ 第 九 次 招 標 者
・ 第 十 次 招 標 者

各申し込みの応募額を割り当てる。

二

国 債 市 場 特 別 参 加 者
・ 第 一 次 招 標 者
・ 第 二 次 招 標 者
・ 第 三 次 招 標 者
・ 第 四 次 招 標 者
・ 第 五 次 招 標 者
・ 第 六 次 招 標 者
・ 第 七 次 招 標 者
・ 第 八 次 招 標 者
・ 第 九 次 招 標 者
・ 第 十 次 招 標 者

各申し込みの応募額を割り当てる。

二

国 債 市 場 特 別 参 加 者
・ 第 一 次 招 標 者
・ 第 二 次 招 標 者
・ 第 三 次 招 標 者
・ 第 四 次 招 標 者
・ 第 五 次 招 標 者
・ 第 六 次 招 標 者
・ 第 七 次 招 標 者
・ 第 八 次 招 標 者
・ 第 九 次 招 標 者
・ 第 十 次 招 標 者

各申し込みの応募額を割り当てる。

二

国 債 市 場 特 別 参 加 者
・ 第 一 次 招 標 者
・ 第 二 次 招 標 者
・ 第 三 次 招 標 者
・ 第 四 次 招 標 者
・ 第 五 次 招 標 者
・ 第 六 次 招 標 者
・ 第 七 次 招 標 者
・ 第 八 次 招 標 者
・ 第 九 次 招 標 者
・ 第 十 次 招 標 者

各申し込みの応募額を割り当てる。

二

国 債 市 場 特 別 参 加 者
・ 第 一 次 招 標 者
・ 第 二 次 招 標 者
・ 第 三 次 招 標 者
・ 第 四 次 招 標 者
・ 第 五 次 招 標 者
・ 第 六 次 招 標 者
・ 第 七 次 招 標 者
・ 第 八 次 招 標 者
・ 第 九 次 招 標 者
・ 第 十 次 招 標 者

各申し込みの応募額を割り当てる。

二

国 債 市 場 特 別 参 加 者
・ 第 一 次 招 標 者
・ 第 二 次 招 標 者
・ 第 三 次 招 標 者
・ 第 四 次 招 標 者
・ 第 五 次 招 標 者
・ 第 六 次 招 標 者
・ 第 七 次 招 標 者
・ 第 八 次 招 標 者
・ 第 九 次 招 標 者
・ 第 十 次 招 標 者

各申し込みの応募額を割り当てる。

										十 十		九 八		二		八																																																																																								
										口 イ 一		振 額 最																																																																																												
債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発	市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 競 価 行 行	場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 行 争 格 日	特 国 札 非 入 価 発	者 別 参 市 行 争 入 行 争 格 日	特 別 参 市 行 争 入 行 争 格 日	国 債 市 場	札 発 行	非 競 入 行 争 格 日	入 札 発 行 争 格 日	価 格 競 価 行 行	振 替 単 位	最 低 額 面 金	争 入 札 発 競	非 価 格 第 加 場	者 別 参 市 行 争 入 行 争 格 日	特 別 参 市 行 争 入 行 争 格 日	国 債 市 場	札 発 行																																																																																						
銭	額	面	金	額	の	そ	れ	ぞ	の	き	百	円	二	十	七	平	成	十	八	年	五	月	二	十	五	日	す	る	の	整	数	倍	の	金	額	に	よ	る	も	の	と	の	記	載	又	は	記	録	は	よ	る	最	低	額	面	金	と	振	替	法	の	規	定	に	よ	る	振	替	口	座	簿	五	万	円	万	千	八	百	三	十	一	億	九	千	三	百	二	十	九	万	千	五	百	六	十	九	億	四	千	六	百	八	十	五

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別
払 過 札 格 第 参
込 利 発 競 加
み 子 率 行 争 非 者

(一) 年

二・〇パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた第
二式により算出した金額を第
十号に規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二)

発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式
に算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である場合
に、前記(一)の算式により算
した金額に当該非居住者又は
外国人が適用を受ける所得
の税率を乗じた金額を控除
する。ことができる。
平成十八年九月二十日を
とし、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払
銀行休業日に当たるときは、

十 四
初 期 利 子

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五年 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日

十六 償還期 償還額を、その日以前六月間に属する

十七 償還金額 平成二十八年三月二十日

十八 元利支 日本銀行 額面金額百円につき百円

十九 払入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成十八年五月二十五日